

見直し概要

令和4年度の「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）」等の改正及び令和5年度の「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）」等の改正に伴い、本県の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」につきましても、国に準じた見直しを行いました。そのため、今年度は全ての特定事業者が、見直し後の温室効果ガスの排出量計算表を用いた排出削減計画書（または変更計画書）を提出する必要があります。本文書及び手引き等をご参考の上、報告書及び計画書を提出ください。

1 制度見直しの概要について（国に準じた見直し）

- 特定事業者の判定に当たり、「エネルギー」の定義を拡大し、化石エネルギーだけでなく、非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーを対象とする
- 算定対象活動・排出係数・地球温暖化係数の見直し
- 廃棄物及び廃棄物を原材料とする燃料をエネルギー起源二酸化炭素（CO2）に位置付け
- 都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定にあたり、電気と同様、国が公表する事業者ごとの排出係数を用いて算出

2 令和6年度の提出について

上記の見直しに伴い、今年度は次のとおり報告書及び（変更）計画書の提出が必要となります。なお、（変更）計画書は令和5年度を基準として、見直し後の温室効果ガス排出量計算表を用いて作成の上、提出してください。

（1）計画終期が令和5年度の事業者

- ・令和5年度の報告書
- ・令和6年度からの事業計画書
- ・温室効果ガス排出量計算表

（2）計画終期が令和6～9年度の事業者

- ・令和5年度の報告書
- ・令和6年度からの変更計画書※
- ・温室効果ガス排出量計算表

（3）新規事業者

- ・令和6年度からの事業計画書
- ・温室効果ガス排出量計算表

【参考】

	R6年度	
	計画	報告
R6年度に計画を提出する事業者（計画終期がR5年度）	新基準	新基準
計画途中の事業者（計画終期がR6～R9年度）	新基準 （変更計画）※	新基準
新規事業者	新基準	-

※変更計画の提出に当たり、①基準年度は令和5年度（計画始期を6年度）に変更してください。

②目標数値は、見直し後の温室効果ガス排出量計算表を用いて、再度検討のうえ、記載してください。

3 参考（国の改正内容等）

省エネ法：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/

温対法：<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about/document>